

森町訪問看護ステーション（指定訪問看護）運営規程

（目的）

第1条 森町長が開設する森町訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護は、利用者の生活の質の確保を図るため、家庭における療養生活を支援し、自立を促し、心身の機能の維持回復を目指すことを目的とする。

（運営方針）

第2条 ステーションは、前条の目的を達成するため、地域との結び付きを重視し、他の保健、医療又は福祉のサービス機関との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 森町訪問看護ステーション

(2) 所在地 静岡県周智郡森町草ヶ谷387番地の1

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名（兼務 当該事業所の看護職員の職務）

管理者は、事業所の業務を統括し、適切に事業を実施できるよう職員を指揮監督する。

(2) 看護師・准看護師 常勤換算2.5名以上（管理者との兼務を含む）

看護師及び准看護師は、指定訪問看護の提供にあたる。

(3) 理学療法士・作業療法士等 1名以上

理学療法士・作業療法士等は、指定訪問看護（リハビリテーション）の提供にあたる。

(4) 事務職員 1名以上

事務職員は、事業所の庶務・経理等の業務を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、国民の休日及び12月29日から翌年の1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分

サービス提供時間 午前9時から午後5時

(3) 電話等により、24時間常時連絡と対応が可能な体制とする。

（指定訪問看護の提供）

第6条 指定訪問看護は、主治医が発行する訪問看護指示書及び看護職員とリハビリテ

ーション職員が連携して作成する訪問看護計画書に基づき提供する。

(指定訪問看護の内容)

第7条 指定訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 症状及び障害の観察
- (2) 清拭、洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事、排泄等日常生活の援助
- (4) 床擦れ及びスキンケアの予防及び処置
- (5) カテーテル等の交換及び管理
- (6) 服薬管理
- (7) リハビリテーション
- (8) ターミナルケア
- (9) 認知症、精神障害等の患者の看護
- (10) 療養生活指導及び家族への介護指導
- (11) 他職種との協働及び連携
- (12) その他主治医の指示に基づく診療の補助

(緊急時の対応)

第8条 看護師等は、指定訪問看護を行っている利用者に病状の急変等が生じた場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに管理者に報告するものとする。

(利用料)

第9条 利用料として利用者から支払を受ける額は、森町訪問看護ステーションの設置及び管理に関する条例（平成11年9月27日条例第22号）で定める金額とする。
通常事業の実施区域外の地域に居住する利用者に対し行う指定訪問看護の交通費を徴収する。

- 2 利用料については、サービスを提供する前に、あらかじめ、利用者又はその家族等に対し、その内容及び費用について説明を行い、同意を得なければならない。
- 3 利用者から利用料の支払を受けた場合には、費用の細目を記載した領収書を交付しなければならない。

(内容の教示)

第10条 指定訪問看護の提供をするときは、利用者又はその家族に対して、その利用手続き、提供方法及び内容等について説明を行い、同意を得なければならない。

(通常事業の実施地域)

第11条 通常事業の実施地域は、森町の区域とする。

(その他運営についての留意事項)

第12条 看護師等は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 ステーションの管理者は、ステーションの設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

3 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は森町と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第13条 事業所は、利用者の人権擁護、虐待防止等のため虐待防止のための指針を整備するとともに、必要な体制整備を行い職員に対し、研修等の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成13年8月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成14年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、平成17年9月1日から施行する。
- 4 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 5 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 6 この規程は、平成21年6月1日から施行する。
- 7 この規程は、平成23年12月1日から施行する。
- 8 この規定は、平成25年4月1日から施行する。
- 9 この規定は、平成27年7月13日から施行する。
- 10 この規程は 令和2年7月1日から施行する。
- 11 この規程は 令和3年9月28日から施行する。

森町訪問看護ステーション（指定介護予防訪問看護）運営規程

（目的）

第1条 森町長が開設する森町訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）が行う指定介護予防訪問看護は、利用者の生活の質の確保を図るため、家庭における療養生活を支援し、自立を促し心身の機能の維持回復を目指すことを目的とする。

（運営方針）

第2条 ステーションは、前条の目的を達成するため、地域との結び付きを重視し、他の保健、医療又は福祉のサービス機関との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 森町訪問看護ステーション
- (2) 所在地 静岡県周智郡森町草ヶ谷 387番地の1

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（兼務 当該事業所の看護職員の職務）

管理者は、事業所の業務を統括し、適切に事業を実施できるよう職員を指揮監督する。

- (2) 看護師・准看護師 常勤換算2.5名以上（管理者との兼務を含む）

看護師及び准看護師は、指定介護予防訪問看護の提供にあたる。

- (3) 理学療法士・作業療法士等 1名以上

理学療法士・作業療法士等は、指定介護予防訪問看護（リハビリテーション）の提供にあたる。

- (4) 事務職員 1名以上

事務職員は、事業所の庶務・経理等の業務を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、国民の休日及び12月29日から翌年の1月3日までを除く。

- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分

サービス提供時間 午前9時から午後5時

(3) 電話等により、24時間常時連絡と対応が可能な体制とする。

(指定介護予防訪問看護の提供)

第6条 指定介護予防訪問看護は、主治医が発行する訪問看護指示書及び看護職員とリハビリテーション職員が連携して作成する介護予防訪問看護計画書に基づき提供する。

(指定介護予防訪問看護の内容)

第7条 指定介護予防訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 症状及び障害の観察
- (2) 清拭、洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事、排泄等日常生活の援助
- (4) 床擦れ及びスキンケアの予防及び処置
- (5) カテーテル等の交換及び管理
- (6) 服薬管理
- (7) リハビリテーション
- (8) ターミナルケア
- (9) 認知症、精神障害等の患者の看護
- (10) 療養生活指導及び家族への介護指導
- (11) 他職種との協働及び連携
- (12) その他主治医の指示に基づく診療の補助

(緊急時の対応)

第8条 看護師等は、指定介護予防訪問看護を行っている利用者に病状の急変等が生じた場合には、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(利用料)

第9条 利用料として利用者から支払を受ける額は、森町訪問看護ステーションの設置及び管理に関する条例（平成11年9月27日条例第22号）で定める金額とする。

通常事業の実施区域外の地域に居住する利用者に対し行う指定介護予防訪問看護の交通費を徴収する。

- 2 利用料については、サービスを提供する前に、あらかじめ、利用者又はその家族等に対し、その内容及び費用について説明を行い、同意を得なければならない。
- 3 利用者から利用料の支払を受けた場合には、費用の細目を記載した領収書を交付しなければならない。

(内容の教示)

第10条 指定介護予防訪問看護の提供をするときは、利用者又はその家族に対して、そ

の利用手続き、提供方法及び内容等について説明を行い、同意を得なければならない。

(通常事業の実施地域)

第 11 条 通常事業の実施地域は、森町の区域とする。

(その他運営についての留意事項)

第 12 条 看護師等は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 ステーションの管理者は、ステーションの設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

3 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は森町と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 13 条 事業所は、利用者の人権擁護、虐待防止等のため虐待防止のための指針を整備するとともに、必要な体制整備を行い職員に対し、研修等の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この規程は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。
- 4 この規程は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。
- 5 この規定は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 9 この規定は、平成 27 年 7 月 13 日から施行する。
- 10 この規程は 令和 2 年 7 月 1 日から施行する。
- 11 この規程は 令和 3 年 9 月 28 日から施行する。